☑ 政治家の寄付は禁止！ お金のかからない公正な選挙に

政治家（候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者）が選挙区内の人や団体に寄付をすることは、法律で厳しく禁止されています。また、政治家に寄付を勧誘したり求めたりすることは、誰でも禁止されています。公正な選挙、お金のかからない選挙の実現のため、ご理解をお願いします。

寄付が禁止されているもの

- お中元やお歳暮
- 開店祝いや落成式の花輪
- お祭りや地域行事、スポーツ大会への寄付や差し入れ
- 町内会の集会や旅行等の催しものへの寸志（すんし）や飲食物の差し入れ
- 結婚祝や葬式の香典（ただし、政治家本人が自ら出席し、通常一般の社交の程度を超えない場合は処罰の対象から除かれます）

後援団体の寄付の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内の人や団体に寄付をすることも同様に禁止されています。

なお、設立目的により行う行事や事業に関しては寄付をすることができますが、この場合でも選挙区内の人に対して花輪、香典等の寄付は禁止されます。

あいさつ状の禁止

政治家は選挙区内の人や団体に対して、答礼（相手方への返事）のための自筆によるものを除き、暑中見舞状や年賀状等の時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

宴会の案内状には会費の明記を

会費を徴収する宴会等で、政治家を招く場合には、必ず案内状に会費を明記してください（金額は他の参加者と同額）。

問選挙管理委員会事務局選挙係☎03-3647-9091 FAX03-3647-9592

子育て・教育

このほかの記事は9面こうとうインフォメーションに掲載

9月1日㈪から無償化　認可保育園等の第1子保育料

認可保育園等（認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園、居宅訪問型保育）に通う第1子の保育料を無償化します（延長保育料はかかります）。

区で対象者の確認を行うため、手続きなどは不要です。対象の方には8月下旬（予定）に通知書を送付します。詳細は区HPをご覧ください。

問保育支援課保育サービス係☎03-3647-4934 FAX03-3647-9290

9月1日㈪から 幼稚園の満３歳児預かり保育補助の要件緩和

幼稚園の預かり保育料補助金について、満3歳児の補助要件を緩和し、第1子でも保育の必要性の事由が認められれば補助対象となります。区で対象者の確認を行い、在園の幼稚園を通してご案内します。

問学務課幼稚園係☎03-3647-9703 FAX03-3647-9053

9月1日㈪から無償化　あずかーる（未就園児の定期的な預かり事業）の第1子利用料

保育園や幼稚園の空きスペース・定員などを活用して、保育園などを普段利用していないこどもを定期的にお預かりする「あずかーる」の第1子の利用料を無償化します。これにより、すべてのお子さんの利用料がかからなくなります。なお、預かり実施園や申込方法など事業の詳細については、区HPでご確認ください。

問［区立・公設民営保育園について］
保育政策課施設管理係
☎03-3647-9094 FAX03-3647-9282
［私立保育園等について］
保育支援課事業支援係
☎03-3647-9084 FAX03-3647-8447
［区立・私立幼稚園について］
学務課幼稚園係
☎03-3647-9703 FAX03-3647-9053

▲あずかーる

9月1日㈪から無償化　0～2歳の児童発達支援等の利用料

0～2歳（4月1日時点）の児童が児童発達支援等を利用する場合の利用者負担額を無償化します。決定にあたり手続きは不要です。対象の方には8月下旬（予定）に無償化となる旨を記載した通所受給者証を送付します。

［該当サービス］児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

※国制度により、3～5歳の児童の利用者負担額はすでに無償化されています
※教材費やおやつ代などは引き続き実費負担となります

問障害者支援課障害児支援係☎03-3647-7559 FAX03-3647-4910

9月1日㈪から　認可外保育施設等の保育料・利用料の補助上限額拡充と要件緩和

認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の補助金額を拡充するとともに、補助要件を緩和し、所得によらない一律の支援となります。

補助上限額（令和7年9月～）

0～2歳児クラス：80,000円
3～5歳児クラス：77,000円
※第1子、第2子以降を問わず一律になります

補助対象施設・事業（令和7年9月～）

3～5歳児クラス・0～2歳児クラス（住民税非課税）	0～2歳児クラス（住民税課税）
○認証保育所　○家庭福祉員 ○その他の認可外保育施設 ○ベビーシッター　○病児・病後児保育 ○子育てサポート一時保育 ○リフレッシュひととき保育 ○児童館一時保育サービス ○ファミリー・サポート・センター事業	○認証保育所 ○家庭福祉員 ○その他の認可外保育施設

※いずれも保育の必要性の認定を取得している必要があります
※いずれも利用している施設・事業が「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている必要があります

その他、本補助金に関する詳細については、区HPをご覧ください。

問保育支援課事業支援係☎03-3647-9084 FAX03-3647-8447

児童扶養手当　現況届の手続きを忘れずに　郵送提出にご協力を　9月1日㈪必着

対象者には8月初旬に現況届を送付しますので、提出期限内に必ず提出してください。提出がないと、1月振込分（11～12月分）以降の手当を受給できなくなります。

また、受給してから5年目以降の方は、一部支給停止適用除外事由届出書と各種証明書類の提出も必要です。対象者には6月末に送付していますので、現況届と一緒に提出してください。提出がないと、1月振込分以降の手当額が約2分の1に減額されます。

［提出書類］
①児童扶養手当現況届
②養育費に関する申告書
③一部支給停止適用除外事由届出書と該当する証明書類
④その他、同封のお知らせで指定したもの
※③・④は対象の方のみ

［提出方法］現況届に必要事項を記入し、〒135-8383 区役所こども家庭支援課給付係（3階14番）へ郵送・窓口で
※窓口の混雑が予想されますので、郵送による提出にご協力ください

［提出期限］9月1日㈪（必着）

問こども家庭支援課給付係☎03-3647-4754 FAX03-3647-9196

今年は国勢調査 詐欺などにご注意を！

国勢調査では、金銭を要求したり、銀行口座の暗証番号やクレジットカードの番号などを尋ねたりすることはありません。国勢調査を装った不審な訪問者や電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください　問地域振興課統計調査係☎03-3647-4965 FAX03-3647-8441